

応募条件等確認書

(ふりがな) 氏 名	
応募業務	(1) 被害状況の調査・分析 ・ 農作物被害、住宅地への侵入等の発生状況を把握 ・ 被害場所の地図化、時期・天候・作物との関連分析 ・ 足跡、糞等の痕跡調査 (2) 捕獲・防除対策の企画と実施 ・ 市所有の箱罠・くくり罠等の設置（処理含む）、管理（巡視） ・ 野生鳥獣の捕獲や追払い ・ アライグマ、ハクビシン等の処分 ・ 市所有の檻の貸出し ・ 鳥獣等取扱作業 ・ 電気柵や防護柵設置の指導 ・ 住民や農家への対策指導 ・ 狩猟者・狩猟団体との連絡調整 (3) 住民対応 ・ 相談窓口としての対応（苦情、通報、助言） ・ 農家・自治会・学校等との協働 (4) 行政手続き・記録管理 ・ 捕獲許可、捕獲等参加証明書の発行、報告書作成 ・ 狩猟団体への出動要請 (5) 普及啓発 ・ チラシや市ホームページでの注意喚起 (6) 活動報告書作成 ・ 報告書の作成と定例会での報告

応募条件 確認欄 ※□に✓チェックしてください	◆必須要件 □3大都市圏をはじめとする都市地域または地方都市（過疎、山村、離島、半島等の条件不利地を除く）に生活の拠点を置く住民、もしくは、野洲市に住民票を異動し、生活の拠点を移すことができる方。ただし、他の市町村において「地域おこし協力隊員」であった方（同一地域において2年以上活動し、かつ解嘱1年以内に限る）、語学指導等を行う外国青年招致事業（以下「JETプログラム」という。）を終了した方（JETプログラム参加者としての活動2年以上、かつJETプログラムを終了した日から1年以内）又は海外に在留し市町村が備える住民基本台帳に登録されていない方で、本市に住民票を異動することができる方は含めることとする。 □獣害対策に興味があるとともに、地域の活性化に意欲があり、地域住民や関係事業者等と積極的なコミュニケーションを図り、良好なネットワークを構築しながら、地域の活性化に向けて意欲的に行動できる方 □狩猟免許の有資格者である方、もしくは任用期間中に資格取得ができる方（資格取得に関する経費については、市が負担します） □普通自動車運転免許（AT限定可）を有し、実際に運転することができる方 □Word、Excel、インターネット利用やSNSができる方 □地方公務員法（昭和25年法律第261号）第16条に規定する欠格条項に該当しない方 □暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第6号に規定する暴力団員又は暴力団員でなくなった日から5年を経過しない者に該当しない方 ◆期待要件 □SNS、インターネット等を活用した情報発信の知識や経験のある方 □狩猟の経験がある方 □将来的に野洲市で起業を考えている方
業務に有益な資格、実績、経験等	